

令和元年度 第2回苫小牧市子ども・子育て審議会 会議録

開催日時 令和元年10月3日(木) 午後6時から午後7時55分まで

開催場所 苫小牧市役所 職員会館304号室

出席者

- ・ 審議会委員 11名
青山委員、遠藤委員、小原委員、北岸委員、佐藤委員、篠田委員、末松委員、永石委員、藤崎委員、毛利委員、山上委員
- ・ 関係職員 14名
健康こども部長、健康こども部次長、こども育成課長、こども支援課長、青少年課長、健康支援課長、こども育成課長補佐、青少年課長補佐、健康支援課長補佐、こども支援課副主幹、健康支援課副主幹、こども育成課総務係長、こども育成課総務係主任主事、こども育成課総務係主事
- ・ 傍聴人 2名
苫小牧民報社(1名)、北海道新聞社(1名)

1 開会

(司会)

お時間となりましたので、ただいまから「令和元年度 第2回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、こども育成課、課長補佐の細野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

2 委嘱状交付

(司会)

それでは、健康こども部の桜田部長より、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願います。また、委嘱状を受け取りましたら、お座りください。

＝委嘱状交付＝

以上で委嘱状の交付を終わります。

続きまして、桜田健康こども部長よりご挨拶を申し上げます。

3 部長挨拶

(健康こども部長)

皆さん、お晩でございます。

健康こども部長の桜田でございます。本日、皆さまに委嘱状を交付させていただきました。本来ならば市長が交付する予定でしたが、本日、市議会決算審査特別委員会が時間延長で、まだ審議中でありまして私から代理ということで委嘱状を交付させていただきました。

改めまして、この度は「苫小牧市子ども・子育て審議会」の委員をお引き受けいただきましたこと、そして、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から子育て支援をはじめ、市政にご理解とご協力をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度が開始し、はや4年半が経過しました。本市といたしましても、平成27年3月に策定いたしました「子ども・子育て支援事業計画」が今年度で終了となりますことから、現在、次期計画の策定準備を進めているところでございます。この次期計画の策

定及び実施にあたりまして、より良いものにしたいと思っておりますので、委員の皆さまの様々ないろいろな方面でのご経験で培われた貴重なご意見を賜りたいと存じます。

皆さまの委員としての任期は令和3年8月までの2年間となっております。公募の方をはじめ、各関係団体の皆様には、ご負担をおかけいたしますけれども、お力添えいただくことをお願い申し上げます。私からの簡単ですけれども挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

4 委員自己紹介及び職員自己紹介

(司会)

本日は委員改選後、初めての会議となりますので、委員の皆さまから自己紹介をお願いいたします。

=委員自己紹介=

ありがとうございます。

なお、苫小牧市PTA連合会からご推薦の大澤智恵美委員、苫小牧市民生委員児童委員協議会からご推薦の山岸陽子委員、苫小牧青年会議所からご推薦の梶川弘樹委員は、本日欠席となります。

続いて、職員の自己紹介をいたします。

=職員自己紹介=

ありがとうございます。

ここで、会議の成立について、ご報告いたします。

「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第6条第2項において、会議は委員の過半数以上が出席しなければ、開催できないことが規定されておりますが、本日は、委員14人中11人と、過半数以上の委員が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

5 会長及び副会長選出

(司会)

では、続きまして「苫小牧市子ども・子育て審議会条例」第5条の規定に基づき、本審議会の会長と副会長を選出したいと思います。

選出方法につきまして、いかがいたしましょうか。

=“事務局一任”の声あり=

ただいま、事務局一任とのお声がありました。互選の方法につきまして、事務局一任とさせていただきます。よろしいでしょうか。

=“異議なし”の声あり=

ご異議なしとのお声がありましたので、それでは、事務局からご提案いたします。

事務局案として、会長には苫小牧市医師会よりご推薦の小原委員、副会長に苫小牧市法人保育園協議会よりご推薦の遠藤委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

=“異議なし”の声あり=

小原委員、遠藤委員、ご了承いただけますでしょうか。

=了承=

それでは、会長、副会長からそれぞれご挨拶をお願いします。

小原会長をお願いします。

=小原会長挨拶=

ありがとうございます。

次に、遠藤副会長、お願いします。

＝遠藤副会長挨拶＝

ありがとうございます。

次に議事に入りますが、ここからは小原会長に進行をお願いしますので、議長席へ移動して、議長をお願いいたします。

6 議事

(小原会長)

それでは、ここからは、私が進めさせていただきます。

本日は、議事の説明と質疑を行い、午後8時を目途に終了を予定しております。

また、この審議会の議事録を苫小牧市のホームページで公開いたしますので、よろしく申し上げます。

では、次第6の議事に入ります。

(1)第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

(こども育成課総務係長)

それでは、第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画の骨子案についてご報告させていただきます。申し訳ございませんが、座ってご説明させていただきます。骨子案といいますのは全体像のことになりまして、第2期の苫小牧市子ども・子育て支援事業計画に記載します全体像をご説明させていただきます。なお、現行の計画も第2期の計画も国が示します基本的な考え方が変わっておりませんので、章の構成は同じにしたいと考えております。それでは資料1をご覧ください。第2期計画の第1章は計画の策定にあたってということで第2期計画の位置付けと計画期間について主に記載したいと考えております。次に1ページ下段の第2章のところをご覧ください。第2章も現行の計画と同様に苫小牧市子ども・子育てを取りまく環境ということで、この資料の1ページ下段や2ページ上段にあります人口の統計資料、2ページ中段から3ページにあります各年齢ごとの教育・保育施設の利用者数、4ページにありますニーズ調査の結果概要などを記載したいと考えております。第2章をまとめますと、人口は減っているものの、保育の需要が伸びていることや、ニーズ調査の結果から保護者の方の具体的なニーズについて掲載することになります。次の5ページの第3章は子ども・子育て支援の基本的な考え方として、第2期計画の基本理念と基本目標を記載いたします。基本理念は計画の根本的な考え方が変わっていませんので、現行の計画の「子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまこまい」を踏襲いたします。

次の基本目標ですが、現行計画と同様に基本理念の実現に向けて基本目標を設定しますが、基本目標について少し詳しくご説明いたしますので、資料2をご覧ください。資料2では、現行計画と第2期計画で、どのように基本目標が変わるかについてご説明させていただきます。資料2の表の向かって右側が現行計画の基本目標で、向かって左側が第2期計画の基本目標になります。第2期計画で基本目標を一部変更いたしますが変更のポイントの1つ目は基本目標の順番を変更します。第2期計画の基本目標の順番は子どもが生まれてから健診を受けて、成長する中で教育・保育を受けて、そして様々な支援が受けられるというようにしたいと考えております。次に変更のポイントの2つ目は、現行の計画の「基本目標1 子どもと子育て家庭を支援します」は目標の範囲が広く、子どもと母親の健康増進とそれぞれの家庭環境に応じた支援の両方を含んでおりますので、この表にありますように第2期計画の「基本目標1の子どもの心と体の健やかな成長と母親の健康増進を支援します」と「基本目標3のそれぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援をします」に分けます。そして、変更のポイントの3つ目は、第2期計画の基本目標で更なる充実を図れるように、第

2期計画の基本目標2、基本目標5、基本目標6の文言を整理いたします。この3つの変更のポイントを網羅しまして、第2期計画の基本目標を設定したいと考えております。

それでは資料1に戻って6ページをご覧ください。6ページからの第4章は教育・保育施設や国が指定します子ども・子育て支援事業の需要量と確保方を記載いたします。この詳細は資料3に記載しておりますので、資料3をご覧ください。本日は前回の審議会でお示ししました量の見込みに対する確保方策を中心にご説明させていただきます。確保方策とは何か言いますと、量の見込みと言われております、市民の皆さまの保育所等へ預けたいですとかいう希望、いわゆるニーズに対して、市がどのくらい受入枠を確保していくかという部分になります。

資料3の1 第2期苫小牧市子ども・子育て支援事業計画における確保方策の基本的な考え方についてをご覧ください。ここでは確保方策の設定方法をご説明します。(1)教育・保育施設の確保方策の設定方法についてですが、教育・保育施設とは幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育施設などを指しております、①の施設数の確保方策ですが、認定こども園、保育所、新制度幼稚園、幼稚園(私学)の施設数の確保方策は、公立保育所の統合や民間移譲、各施設の認定こども園への移行を予測して設定しました。次の小規模保育施設は、現状で受入枠が不足しております0～2歳児の待機児童対策となりますので、どの程度、施設整備すべきかを考え、令和6年度までに希望する方すべての受入枠を確保できるように確保方策の施設数を設定しました。次に②の各施設の受入枠ですが、言い換えますとどの程度のお子さんが保育所、幼稚園等に入所できるかの数になります。0歳(3号)では、各施設で定員を超過して受け入れられる人数を予測し、令和6年度までに希望する方すべての受入ができるように確保方策を設定しました。1、2歳(3号)、3～5歳の1号、2号のお子さんについては、今後、施設を増やしていけば定員を超過して受けなくても量の見込み分の確保ができる予定ですので、各園の各年度の定員数を予測して確保方策を設定しました。次に(2)地域子ども・子育て支援事業ですが、これは、例えば延長保育事業や一時預かり事業などの事業で国が指定している子育てに関わる事業になりますが、現状で量の見込み分を確保できている事業につきましては、今後も同様に量の見込み分、確保できると考えまして、確保方策は量の見込みと同様として設定しております。一方、現状で量の見込み分確保できていない事業につきましては、令和6年度までに実施箇所数を増やすなど、新たな確保方策を検討した上で、令和6年度までに量の見込みを満たせるように確保方策を設定しました。

次に2ページをご覧ください。2ページからはそれぞれの施設や事業の確保方策について記載しております。教育・保育施設についてですが、各年度の園数の部分をご覧ください。まず、認定こども園の園数の部分ですが、新制度幼稚園や私学の幼稚園から認定こども園へ移行すると考えまして、令和2年度は4園増の13園、令和3年度は4園増の17園、令和4年度からは1園増の18園としました。認定こども園の下の保育所は令和2年度、認定こども園への移行で1園減、令和3年度は公立保育園の統合と公立保育所の民間移譲で2園減とし、令和6年度までに合計で3園減の15園と予想しました。次の小規模施設は0～2歳児の待機児童対策として令和3年度に1施設増、令和4年度に2施設増、令和5年度に1施設増、令和6年度に2施設増としまして最終的に15施設とします。その下の新制度幼稚園は令和6年度までに認定こども園へ6園、移行すると予想しまして令和6年度は5園とします。次の私学幼稚園は令和6年度までに2園が認定こども園へ移行すると予想しまして令和6年度は1園としました。合計の施設数としましては、幼稚園が認定こども園へ移行しますので、幼稚園と認定こども園の合計施設数が変わらず、公立の保育所が民間移譲と統合によりまして2園少なくなり、一方で、小規模保育施設が6施設増加しますので、総合計では令和6年度までには4施設増加することとしております。

次に3ページをご覧ください。ここでは各区分についての確保方策をご説明したいと思います。まず、①1号認定の3～5歳の部分をご覧ください。この表の見方ですが、表の上から2段目の量の見込みが市民の皆さまのニーズ量で、幼稚園等に入りたいと希望される方の人数になります。その下の確保方策というのが、苫小牧市がどの程度、受け入れ枠を確保するかという数字になります。したがって、表の一番下段の「確保方策-量の見込み」がプラスになる場合には市民の皆さま

のニーズを満たすことができ、マイナスになる場合にはニーズを満たすことができないこととなります。1号認定の3歳から5歳児は各年度とも「確保方策-量の見込み」がプラスになっておりまして、各年度とも確保方策は、ニーズに対して足りるだけの受入枠を確保できるものを設定することとなります。次の②2号認定の3歳から5歳児も「確保方策-量の見込み」が各年度プラスになっておりまして、確保方策は、ニーズに対して足りるだけの確保方策を設定できるということとなります。次の③3号認定の1・2歳は令和2年度と令和3年度は、確保方策がニーズに追いつかない状況になりますが、小規模保育施設を整備すること、生まれてくる子どもの人数が減少することにより令和4年度からはニーズ量を満たす確保方策となっております。④の3号認定の0歳は「確保方策-量の見込み」のところは令和2年度から令和5年度まではマイナスになっております。この要因としましては、平成29年度から実施しております年収約640万円未満の世帯の第2子無償化の影響によりまして、保育所等に入りたいという需要が増えておりまして、施設整備や各園の皆さまへ定員を超える入所をお願いしても確保方策が追いつかない状況があります。小規模保育施設を6施設新設することと、引き続き施設の皆さまへ定員を超過する受入をお願いして、何とか令和6年度には量の見込み分を確保するような確保方策にしたいと考えております。

次に、4ページをご覧ください。4ページからは、延長保育などの地域子ども・子育て支援事業の確保方策についてご説明させていただきます。4ページはそれぞれの事業の量の見込みと確保方策の一覧となっております。この一覧は5ページから7ページに記載があります各事業をまとめたものですので、こちらの説明は割愛させていただきます。5ページをご覧ください。ここからは、それぞれの子育て支援事業の確保方策についてご説明したいと思います。まず、①の延長保育事業ですが、先ほどと同様に「確保方策-量の見込み」のところをご覧くださいと、0となっております。量の見込み分、確保できるような確保方策となっております。このあとの②の放課後児童健全育成事業、③の子育て短期支援事業、④の地域子育て支援拠点事業、⑤-1の一時預かり事業（幼稚園型）は「確保方策-量の見込み」が0となっております。量の見込み分、確保できるような確保方策となっております。6ページをご覧ください。⑤-2一時預かり事業（保育所等）は令和2年度には、「確保方策-量の見込み」がマイナスとなっております。量の見込み分の確保ができませんが、令和3年度に実施か所を1つ増やすことによって令和3年度以降の量の見込みを確保していきます。次の⑥病児保育事業・子育て援助活動支援事業は、ファミリー・サポート・センターのみ確保方策としておりまして、体調が悪くなったお子さんを保護者が迎えに来るまでの時間、看護する体調不良児対応型を保育所等で3か所実施しておりますがこの事業はそれぞれの施設の在園児のみしか利用できないため、ファミリー・サポート・センター以外の確保方策は0としております。令和2年度、令和3年度とも「確保方策-量の見込み」がマイナスとなっておりますが、令和4年度には、施設の利用者という限定がなく、誰もが使えて、体調の悪いお子さんを朝から晩まで看護する病児対応型の施設をつくり、令和4年度からは量の見込み分を確保できる確保方策としております。次の⑦子育て援助活動支援事業、⑧-1利用者支援事業の特定型7ページの⑧-2母子保健型、⑨の妊婦健康診査事業、⑩の乳児全戸訪問事業はそれぞれ「確保方策-量の見込み」が0となっております。量の見込み分、確保できるような確保方策を設定します。⑪養育支援訪問事業ですが、前回の審議会では⑪-1の専門的相談支援のみ記載しておりましたが、内容を検討しました結果、支援が必要な家庭に育児や家事の援助を行います事業であります⑪-2養育支援訪問事業（育児・家事援助）についても記載するべきであることがわかりましたので、次期計画で記載いたします。これらの2つの事業も「確保方策-量の見込み」が0となっております。量の見込み分、確保できるような確保方策となっております。また、⑫の実費徴収に係る補足給付を行う事業は、10月からの幼児教育・保育の無償化の実施にあたりまして、私学幼稚園に通うおおむね年収360万円未満の世帯、おおむね年収570万円未満世帯で生計を一にする兄、姉が2人以上いる世帯及び小学校3年生までの兄、姉がいる世帯の園児の給食費を一部、補助する事業となります。保育所、認定こども園、新制度幼稚園へも同様の措置がありますが、こちらは保護者への補助金ではなく、施設への給付として支払い、保護者への間接的に補助するという形となりますので、私学

の幼稚園だけが補助金の対象となります。この事業では量の見込みや確保方策を設定することができないため、「事業を行います」という記載のみにしてあります。

以上から、教育・保育施設と子ども・子育て支援事業において、現状の体制で量の見込み分を確保できていないものは、教育・保育施設の0歳児から2歳児の受入枠、一時預かり事業の保育所等、病児保育事業・子育て援助活動支援事業の4つになりますので、本日お示しした確保方策を実現して、令和6年度までには、すべての事業で量の見込みを確保できるように取り組んで参ります。

それでは、ふたたび、資料1の8ページにお戻りください。8ページの第5章では子ども・子育て支援施策の推進ということで、資料2でご説明した基本目標とそれぞれの基本目標に対する項目を記載しております。基本目標に対する項目につきましては、順番の入れ替えや文言の整理をおこなっており、それぞれの項目に対応します子ども・子育てに関する施策は次回の審議会で素案とともにお示しさせていただきます。最後に9ページの中段にあります計画の推進体制は、計画の達成状況や点検・評価をどのように行うかについての記載をします。こちらの内容は現行の計画と同様になります。以上が第2期計画の骨子案になりますが、第2期計画では章の構成は現行の計画と同じになるものの、内容につきましては、現行の計画を発展させるようなものにしていきたいと考えております。説明は以上です。

(小原会長)

(1) 第2期苦小牧市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について説明がありました。非常に広い範囲に渡っての説明でした。委員の皆さまからご意見、ご質問はございますか。はい、どうぞ。

(永石委員)

どこからご質問していいのかわからないのですが、新しい計画を作る中で、そのまま踏襲するという部分がありますが、例えば資料1の1ページの第2章の児童の数は減少していくということが明らかになっていながら、保育料の無償化が始まって、保育所等のニーズが高まっているということでもあります。無料だから保育所等に申し込みたいということもあると聞いております。としますと、基本理念の「子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまこまい」を考えたときに、子どもを養育することについて、行政がどこまで養育しやすい環境を作るかということが必要だと思いますが、子どもの精神的成長を考えたときには、違った行政のあり方があってもいいのかなと思います。お子さんの安定した成長を考えた場合には親が責任を持って育てることが筋だろうと思いますので、行政は親が責任をもって子どもを育てることをサポートするというのが必要なのかなと思います。最近、児童虐待が云々と言われていることから、親を育てるというサービスが必要なのではないかと思います。となると、ニーズをいかにカバーするかということでしたが、本当に必要なニーズは何かと言うところをどこまで捉えられているのかというところは私は気にしております。この観点で見ますと、今日の資料の1の4ページ目のニーズ調査の結果について、同じような項目をくっつけるなどして見やすいようにしたほうが良いだろうし、例えば親が気軽に集まれる場所や施設に関わる、似たような項目を並べて整理してみると、ある程度、市は調整することは可能だと思いますし、施設の機能を拡充させていけば複数の項目のニーズを満たせるかもしれないとも思います。このニーズの内容の中身を捉え直してニーズの適格性をもう少し検証できればより良い行政の子育て家庭への支援ができるのではないかと思います。あとのいろいろな表の数字は現場対応でやらざるを得ない問題だと思います。

前回の審議会で、子育て世帯の満足度は5点満点中2.9点でおおよそ3点まで行っているということで、まあまあなところだということでしたが、ニーズの中身をしっかりと把握して、それに対して応えていかないと少子化が進む中で保育施設等の存続問題にかかわってくる可能性があるので、ニーズを捉えて、適正な規模でやっていくことが保育施設等の財政的にも良いかと思えます。基本理念の「子どもが、親が、地域が育つ、明るい子ども未来づくり・とまこまい」にあるように親の成長をもっと組み込めないのかなと思います。苦小牧では若くしてお子さんがい

る家庭が多く、子どものまま親になって子どもの養育を充分にしていないということを聞くことがありますので、市民の皆さんのニーズとして保育所が必要だということですが、子どもの目線から見ると親が必要であると感じられます。子どもの視点から見た親の必要性をもっと計画の中に入れることができないのかなと、資料を見ながら感じましたので最初に発言させていただきました。

(遠藤委員)

私も現場にいる職員の一人として感じることをお話しますが、資料3の1ページ目の各施設の確保方策ということで何とか施設を拡充して、定員以上の子どもたちを受け入れようとする計画が示されていますが、0歳の3号のところでは危惧されることがあります。今の説明でありましたが、0歳児は各施設の定員を超過して受け入れることで確保方策を設定していくということですが、0歳はどのミルクをどのくらい飲めるのかとか、哺乳瓶の飲み口をその子、その子に応じて調整する必要があったりですとか、睡眠中は乳児の突然死を防ぐために呼吸のチェックをしたり、体温のチェックも1日に3回から4回したりと0歳児は本当に一人ひとり丁寧に保育をしなければなりません。そして、離乳食を食べる月齢になりますとお子さんによって、食べ方や食器の使い方も本当に違います。お母さん方も離乳食をお家で作るということが減っておりまして、離乳食を買ってきて与えるということが増えておりますので、私たち保育士は、離乳食はこういう風を作るんですよとか、保護者の方への食事の指導をしたりしております。お母さん方は周りにおじいちゃん、おばあちゃんやご兄弟がいる方が本当に少なく、周りにケアしていただける方もいなくて育児に悩んでいる方がいて、育児相談がとても多くなっています。現場の保育士さんも育児相談をするために、勤務時間外でも働いて対応したり、園児の一人ひとりの個別の計画や反省を記録に残す作業をしております、とても大変です。0歳児は生まれてきたばかりで、その命を預かるというのはとても大変なことで、保育士さんの確保も難しく、0歳児は保育士さん1人で3人見なければならず1人が泣くと、その子をずっと抱っこして、他の2人はベットの寝かせたままにできますが、2人、3人に泣かれると対応がとても大変です。そして、現場を見ていただければわかりますが、腰も腕も痛めながら保育士さんは頑張っています。このような状況で若い保育士さんも定着しづらいのが現状です。現在、保育士さん1人に対して0歳児を3人見っていますが、東日本大震災のとき0歳児のお子さんを保育していた保育士さんが避難するとき0歳児の子どもでも1人を抱えて1人の荷物を持つことが精一杯だということをおっしゃってございました。保育士さん1人に0歳児2人というならまだ、わかりますが、保育士さん1人に0歳児3人というのは難しいと思います。これは市を超えて国の話になるかと思いますが、国は0歳児の保育士配置基準を見直す時期に来ていると思います。したがって、0歳児については定員を超えて入所させるというのは危険かなと思います。また、保育士さんが集まって来ないのでこれ以上受けるのは無理ですよということで定員を落としたいと考えている園も出てきています。子どもたちも働く保育士さんたちも明るく幸せになれなければならないですし、お母さんたちも安心して子育てができる施設にしくちゃいけないと思います。そして、第2期計画では小規模保育施設を多く増やすことになっています。子どもが減っている中で需要に応えなければならないということで入れ物を増やしていますが、施設を増やすことによって、低年齢児の保育の質が低下しているのを感じます。小規模保育施設では苫小牧市が監査を実施しているかと思いますが、実際に質の低下がないかというところですか、保育士さんの確保がしっかりとされているか確認することが重要になっています。小規模保育施設では何人かは保育士さんで他は、保育士の資格を持っていない方がいいと聞いております。保育に携わっている人全員が専門学校や大学などを卒業して専門的な知識を持って保育をしている訳ではないので、子どもたちの育ちをしっかりと守るという部分については、どうなのかなということを懸念しており、施設を増やせば良いという考えについては、委員として警鐘を鳴らしたいと思います。

(小原会長)

事務局から今のことについて何かありますか。

(健康こども部長)

ご意見ありがとうございます。永石委員からご意見をいただきました件につきましては、ピンポイントな回答になるかどうかわかりませんが、子ども・子育て支援事業計画の大きな1つ目の柱は待機児童の対策で待機児童をどう解消していくかという考え方が重要になります。これについては、教育・保育施設の確保方策として受入枠をお示ししておりまして、このところが子ども・子育て支援事業計画を作るときに国から求められている1番大きな柱であると私どもは考えております。どこの施設でどのように増やして親御さんのニーズにどのように応えて、どの程度、受入枠を増やしていけるのかというところが計画で一番、重要な部分になっております。もう1つの計画の柱が資料の2の基本目標にもありますが親の成長をどのように支援するべきであるところで、児童虐待防止のため、施策や一人ひとりの子どもに配慮した細やかな支援をしますという目標に対するそれぞれの施策、親御さんの成長につながるような色々な施策を今後、盛り込んでいきたいと考えております。それから、ニーズの中で本当の必要なところは何ぞやというところですが、今回の資料で、お示しさせていただいているものは骨子案ということで、計画の中に盛り込みたい大まかな内容をご説明させていただいております。次回の審議会でお示しいたします素案では、少し実際の計画に近いものを作っていきたいと考えておりまして、ニーズに対して必要なものを盛り込んでいきたいと考えております。

そして、遠藤委員からお話がありました0歳児の保育のところですけども、苫小牧市内で待機児童が発生しているのは0歳児と1歳児です。資料3の3ページにも記載がありますが、1号認定、2号認定の3歳児から5歳児には待機児童は発生していない状況です。また、2歳児につきましても待機児童は解消されておりまして、0歳児と1歳児だけに待機児童が発生しております。この0歳児、1歳児の待機児童を解消するための方策としましては、0歳児、1歳児が入所できる施設を増やしていくこと、各園の方々にはご負担をおかけいたしますが、定員を超過してお受けいただくということを計画の中の大きな考え方としてお示しさせていただいております。0歳児を入所させる施設を多くすることは危険であると思うというご意見を頂戴いたしましたが、反面そのような申し込みを頂いて、お子さんを預けて働きたいと思われている方、そして保護者の方が病気などでお子さんを預けて自分が静養したいと考えていらっしゃる方などのニーズに応えていくことは市としての使命であると考えております。また、小規模保育施設ですが、遠藤委員がお話されたように複数の形の小規模保育施設がありまして、全員が保育士でなければならないもの、半分以上が保育士でなければならないものがあります。苫小牧市として質を確保するために通常の保育所と同じく、すべての保育従事者が保育士資格を持っている小規模保育A型しか認めていない状況です。保育士資格をお持ちではない方が保育士さんをサポートすることはありますが、小規模保育施設の保育士資格については資格をゆるめることなく、保育所と同じ基準の中で行っております。ここは質の低下を招かないためにもしっかりとやっていきたいと考えております。

(小原会長)

市のほうから説明がありましたが、他に何かありますか。

(遠藤委員)

部長のほうからご説明がありましたが、質の確保ということで、小規模保育施設では保育士の有資格者を優先で雇っていますということでしたが、その実態は確実なものでしょうか。

(こども育成課長)

現在、市内の小規模保育施設は全部で9施設ございまして、すべて市が認可しております。認可の書類審査の中で施設の在籍職員の一覧などの提出を求めておりまして、この書類を基に現地を確認させていただき、人の配置の確認などを行っております。また、実際に運営が始まった後も小規模保育施設は認可権者が市ということで、市が監査を実施しております。このときも市の事務職員だけでは知識が追いつかない部分もありますので、公立保育園の保育士さんですとか栄養士さんが監査に同行して実態の把握を行っております。施設の保育の質の確保ができていくのかについてや適正な保育ができていくのかについて確認を取りながら監査を実施しております。今後、小規模保育施設を増やしていくこととお示しさせていただいておりますが、これからもこれまでと同様な手続きを行いまして、保育の質が確保されていることや適正な保育が実施されているのかについて確認をしていきます。

(遠藤委員)

小規模保育施設の実態については、毎日、市が各施設に行き確認を取る訳にはいかないと思います。たまたま小規模保育施設から、うちの園に入園された方から雑談としてお聞きしたことがあります。小規模保育施設でも、保育士さんの他に保育補助の方を入れて保育を行っていますが、保育士さんが手のかかる子どもに付き切りになっていけば、実質、保育補助の方が主担任のようなことをさせられている実態があるようです。危険な場面に遭遇したこともあるようで、小規模保育施設は資格を持った方が何人かいて、他は補助の方が何人かいてという実態を苦小牧市は知らないのではないかということをお心配しておりました。私も実際を確認した訳ではありませんが、いろいろな危険性をはらんでいるということは間違いないようです。今は保育士さんが不足しておりますので、施設が多くなればなるほど危険性が高まることも事実です。4歳児、5歳児で発達がしっかりしているお子さんたちには保育補助の方でもある程度は保育ができるかと思いますが、0歳、1歳、2歳のお子さんに対して保育補助の方がメインで保育をすることに懸念を持っております。そのところは苦小牧市が研修をして保育の質を高めていくようなことなどをやっていかないと大変なことになるということをお話したいと思っておりました。

(小原会長)

その他にご意見等ありますか。

(毛利委員)

私も今の遠藤委員のおっしゃる通りであると思います。実際に現場では何かあってもおかしくない状況であると思いますので心配しております。小学校でも同じですが、お子さんに何かあったときには補償問題が生じますので、補償のことも踏まえて、今後、安全対策をどのようにしていくのかを検討して行ってほしいと思います。

(小原会長)

その他にご意見等ありますか。

(永石委員)

先ほどの部長の説明では、国からの要請で次期計画を作って待機児童対策をメインに行っていくということでしたが、待機児童解消というのはずっと前から問題で、今は状況が変わってきていますので、そこを踏まえて計画の中に入れていけたらなと思って意見しております。大学で若者たちと接していますが、一人ひとりがバラバラでまとまりが無いように思います。これはうちの大学だけではなく、どこの大学もそうなんだと思います。人数はいますが、みんなまとまろうという熱を持っていない子たちが多くなっているの、改善するためには個人の教育が大切だと思います。

そして、個人を大切にしましょうということを教えても今の子どもは理解できていないように感じられます。この原因は多分、家庭で愛されていないからではないかと思います。うちも共働きで子どもを育ててきましたが、おじいちゃん、おばあちゃんが周りにいれば、愛情豊かに育つと思いますが、今は核家族化が進んでおりまして親の愛情がとても必要なのですが、親は働いていて子どもに愛情を注ぎきれないということが、若者のまとまりが無い原因かなと思います。これをすべてだとは思いませんが、人との関わり方を学ぶときに親の愛情を受けて育った子と愛情を受けないで育った子では、対応が違うんじゃないかなと思います。だから、親が我が子に注ぐ愛情はもっとあったほうがいいんじゃないのかなと思います。子育てが嫌で働いている人もいるかもしれませんが、こういうことを考えますと親の子への接し方が将来的に苫小牧市の豊かなまちづくりに影響するということを考えたとき、教育的観点から考えますと、市が市民の皆さんの要求に応えることも必要ですが、子育てに関して何か違った視点を骨子案に入れることも大切なかなと思って発言させていただきました。

(小原会長)

はい、ありがとうございます。市の方から何かありますか。

(健康こども部長)

永石委員のご意見賜りました。ただ、この次期計画について、もう少し協議させていただきたいと考えておりますが、私がすごく感じますのは、保育所等に入所しているお子さんについて、3歳以降になると90%以上のお子さんが幼稚園や保育所等に通っておりまして、少し前は0歳、1歳、2歳は家庭で保育をすることが多かったですが、現在では、0歳は全体の30%程度は保育所等に入っております。また、1歳は35%、2歳は40%近くのお子さんが保育所等に入っております。近頃では、だんだん集団生活を体験する年齢が早くなってきており、ご両親が共働きをする世帯が多くなってきています。そして、ニーズ調査の中も1つ1つ見ていきますと、子どもを預けて仕事をしたいですとか、子どもを預けて自分の時間が欲しいというご意見が多くありました。最初にご説明したように、子どもの数は毎年、減っている状況で、保育を必要とするお子さんがとても増えております。これは時代背景として、苫小牧市の企業で働く場所が多くあることも示しております。そして、この先、苫小牧市が発展していくためには労働力の確保も重要なことと感じておりまして、保育の需要もますます大きくなっていくと考えております。永石委員がおっしゃっていただきました親子の関係や親をサポートする環境というのはすごく大事だと思っておりますので、そこは各施策の中で盛り込ませていただきたいと考えております。

(小原会長)

よろしいですか。我々は、医療機関に従事する立場で児童虐待とか発達障がいとかを見ているのが0歳、1歳でそれぞれの状況が違っております。私たちが問題として感じておりますことは、親を孤立させてしまうことが怖いということで、孤立させないためには集団の中で誰かが監視役として見ていく状況を作っていくことが重要となり、苫小牧市が働きかけるべきところではないかと思っております。そして、お母さんたちも集団に早めに入ったほうが、我々としては見ていて安心だと思っております。今日、外来で8ヵ月のお子さんがいましたが、お母さんにどうやって離乳食を作っているか聞いたところ、離乳食は買って来て食べさせていると答えが返ってきました。そしてお母さんに離乳食を作らないのか聞いたところ、離乳食を作るのは面倒だと答えていました。このような話が診療の中で多々出てきております。やはり、低年齢児を預かる中で必要なのは、親たちの教育だと思います。子の年齢が上がってくると、子どもの行動の異常などが目に見えてきて、保育所や幼稚園等で観察することが重要になって、さらに、小学校に入学するといろいろな問題が起きてきます。僕としては、保育所や幼稚園等に子どもの行動に対するケアについて、かなりの部分の願いをしたり、期待をしていることは事実ですので、ただいま意見のあった保育の質の担保について、

監視のシステムとか教育のシステムとかを作りながら、待機児童を解消していくといいのかなと感じているところです。

(永石委員)

教育的に言いますと集団生活をするのは非常に大切だとは思いますが、その前の一番初めのきっかけの部分が薄いと上辺だけの集団生活になってしまわないかと危惧しています。地域で育てるということであればママさんクラブみたいなものを作ったり、お互いに悩みを相談できる体制を行政として作ってあげるなどすることが大切だと思います。私が子どもを育てた時代、お母さんは公園デビューから始まりました。他のお母さんたちと悩みを相談できると親の安定性につながるだろうし、ご年配の方に入っていただければ、ご年配の方の経験が生きてきます。日本の場合は、昔から「子は国の宝だ。」という言葉があってそういう捉え方がありましたが、最近、核家族化が進んできて、「我が子は宝だ。」という考え方になって来ています。我が子は大切けども、親は自分がしたいことをして子どもを置き去りにしているのかなと思います。親を育てる施策というか、何かそういうものを念頭に置きながら、ニーズの実態を捉える考え方も必要なのかなと思っております。

(小原会長)

その他、ご意見等ありますか。

(山上委員)

永石委員、遠藤委員のお話をお聞きしてまったく、その通りだと思いました。0歳児を育てるのは、家庭でも保育所なんかでも、非常に大変だだと思います。例えば自分の子どもで0歳の子が5人ここにいれば大人1人で絶対に5人は見ることはできません。おそらくそれが、先ほどの0歳児3人に対して保育士さん1人の配置では難しいということだと思います。命を預かる大変さはすごくわかります。永石委員がおっしゃっているところでは、市はいろいろな確保方策を実施してくれていますので、これは継続的に実施していただければと思いますが、子どもの育成については家庭が基盤なんだろうと思います。労働組合の中で、ワーク・ライフ・バランスという言葉が大分前から使っております。ワーク・ライフ・バランスとは自分の趣味などに時間をとって、リフレッシュして心と身体のバランスを保とうとするために実施しておりますが、実際の目的は違っております。年を重ねるにつれて結婚して、出産して、育休に入って、子どもに教育をしてという家庭での時系列がありますが、自分に合わせたような生活設計をできる職場にしていきたいと思います。今、ここで議論する話ではないことは承知しておりますが、いろいろな方向に向けて、子育てが大変なんだということをアピールして、理解してもらって、企業の偉い方にも理解していただいて、ワーク・ライフ・バランスをしっかりと取ってもらおう。そうすれば、子育て世帯もいつも明るく、楽しくなると思います。私の2番目の孫は0歳から保育所に入っていて、そこの保育士さんは非常に丁寧で、たくさんの手紙を書いてくれました。それに対して、私の娘がそこまで、心配していただいてありがとうございます。というようにやっておりました。その孫も今は4歳ですが、非常に伸び伸びと育っています。そして、母親たちも保育士さんが我が子に愛情をかけてもらったということで非常に感謝しています。一昔前は、保育所に入れるために働き、子どもは保育所の集団の中で小さいころから伸び伸びと育ててもらおう。そこで、親は自分たちの愛情も注ぎながら子どもを育てるということをしておりましたが、これが子育てには一番良いと思います。

あと、ここで1つお願いしたいのは、この審議会ですごくいい議論をしていますので、この議論をもっと横に広げてくれないかなと思います。議論の中の問題の根っこは違う分野にある可能性もあります。私たちの分野では頑張っているのですが、他の分野でも考えてみてということが大切だと思いますので、その対応をお願いします。

(小原会長)

その他、何か意見等がありますか。

(北岸委員)

皆さんのお話はごもつともだなどと思って伺っておりました。行政は、子どもを中心に考えたときに量の確保も大切ですが、質も確保はもっと大事です。今日の資料では、量の見込みから導いた確保方策についての5年間の計画がありましたが、先ほど、議論されておりました親の教育の問題ですとかは、一つの部局で解決できる問題ではなくて、企業とかにもお願いしなければならないと思います。資料1の9ページの基本目標6にあります、一人ひとりの子どもに配慮したきめ細かな支援は最も大事なことで、これは一つの部局だけで解決できるものではないので、適切な対応をしていただければと思います。ただ、今は親の価値観も変わってきていることが実感としてありますし、親の価値観が変われば育てられる子どもも自立ができなかったり、孤立したりということがあるかと思います。社会的には働き方改革ですとか、お父さんの育児休業とかありますが、子どもを中心に一つひとつの施策を考えたときにすべてで100点ということはないと思いますが、何が足りなくて、何が足りているのかを見極めて、この5年間で実現可能なものを見つけてもらえればと思います。また、一番問題なのは3号認定の0歳児、1歳児のことだと思いますので、具体的な施策の層を厚くして、働くお父さんのことや母子家庭のことやお母さんのことや育児休業のことやメンタルの部分などの総合的な施策について、非常に難しい問題ですが、ぜひ、この基本目標の層の厚さと一人の子どもを守るための施策を重層的にもっと厚くしてもらえればと思います。

(小原会長)

その他ございますか。非常に大きな問題ではありますが、今後、次の審議会でも議論することになると思います。よろしいでしょうか。それでは次に(2) 保育料無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認について事務局から説明をお願いします。

(こども育成課総務係長)

消費税が増税された10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始されておりますので、資料4では、幼児教育・保育の無償化の概要とそれに伴い、新たに市が確認した施設についてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。幼児教育・保育の無償化についての概要ですが、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳から5歳までの子ども及び市民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもを対象に令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始されております。この1ページの表が無償化前と無償化後の概要を示した表になります。まず、向かって一番左側の私学助成幼稚園ですが、無償化前は所得に応じて最大で19,000円還付しておりましたが、無償化後は所得に関わらず、すべての世帯に最大で25,700円を上限に給付され、保育料は無償となります。次の子ども・子育て支援新制度対象園の教育・保育ですが、教育は新制度幼稚園と認定こども園の1号が対象で、保育は保育所、認定こども園、小規模保育施設の2、3号が対象となります。この教育・保育の3～5歳についてはこれまで、所得に応じて、教育は最大19,000円、保育は最大で35,500円の保育料がかかっておりましたが、無償化後は所得に関わらず、すべての方の保育料が0円になります。一方で保育の0～2歳はこれまで所得に応じて最大75,600円かかっておりますが、無償化後には市民税非課税世帯のみ保育料が0円となります。しかしながら、ここの※印1にありますように市民税非課税世帯はこれまでも市独自で0円に軽減しておりましたため、0～2歳につきましては幼児教育・保育の無償化開始後も特段の変更はありません。表の一番右側の認可外保育施設等は、これまで、保育料を保護者から各園が設定した金額を徴収しておりましたが、無償化後は表の下の※印2にあります就労、出産、疾病、介護などの「保育の必要

性」について市から認定を受ければ、3歳～5歳児は所得に関わらずに37,000円を上限に補助金が給付されて、0歳～2歳児は市民税非課税世帯で、保育の必要性が認められれば42,000円を上限に補助金が給付されます。また、表の左下の預かり保育は幼稚園や認定こども園の1号で、教育時間が終わった後にお子さんをお預かりする事業ですが、こちらは保育所等と同様に「保育の必要性」の認定を市から受ければ、所得に関わらず月額11,300円を上限に給付されます。以上が幼児教育・保育の無償化の概要となります。続きまして2ページの「2 幼児教育・保育の無償化に伴う各施設・事業の確認について」をご覧ください。ここからは無償化の施設や事業に対して市が行う確認についてご説明させていただきます。(1)の確認の概要ですが、確認というのは、施設や事業が給付の対象としてふさわしいと認められることで、言い換えますと補助金を受け取る対象としてふさわしいと認められることとなります。この下の米印のところに記載がありますが、幼児教育・保育の無償化にあたりまして、市は子ども・子育て支援法に基づきまして、無償化の対象施設・事業であることを確認する必要がある、事業を行う事業者も「確認」を受けなければ無償化の対象とはなりません。(2)をご覧ください。幼児教育・保育の無償化により新たに確認が必要となる施設・事業は、この四角囲みにあります認可外保育施設、私学助成幼稚園、一時預かり保育事業、預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業になります。認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園、小規模保育施設につきましては、新制度の開始時、施設の開園時あるいは施設形態を変えたときに既に確認を行っておりますので、今回、新たな確認は不要となります。これを踏まえまして幼児教育・保育の無償化に伴い、確認を行った施設は、中段の表にありますように認可外保育施設14施設、私学助成幼稚園3園で、確認を行った事業は、普段、在園していないお子さんを預かる一時預かり保育事業を実施している5施設、幼稚園や認定こども園で通常の教育時間を終了した後にお子さんの保育を行う預かり保育事業を実施している22施設、ファミリー・サポート・センター事業を実施している1事業者になります。次に確認を行った施設・事業の詳細ですが、認可外保育施設は、これまで認可外保育施設として運営してきました施設のほかに、病院にお勤めの看護師さんなどのお子さんが利用していて、病院に併設されている院内の保育所が、これまでは認可外保育施設の届出は任意とされていましたが、この度の保育料無償化に伴いまして認可外保育施設としての届出を北海道へ出さなければならなくなり、市の確認対象施設となりました。院内保育所に該当する施設は、どんぐり保育園、王子総合病院託児所、くるみ保育園、苫小牧日翔病院ピッコロ保育園、特定医療法人同樹会苫小牧病院の5施設になります。次に、3ページをご覧ください。一番上にあります私学幼稚園の確認は、これまでも私学助成幼稚園として運営してきました、はくちょう幼稚園、駒沢苫小牧幼稚園、青空幼稚園の3園に対して行いました。先ほどもご説明いたしましたが、新制度幼稚園や認定こども園、認可の保育所につきましては、既に確認を受けておりますので、既存の認可施設では私学助成の幼稚園のみ確認を受けることとなります。次の一時預かり事業ですが、これまでも市内で一時預かり事業を実施してきました、ひまわり保育園、あけの保育園、錦岡保育園、うとない保育園、認定こども園幼稚舎あいかの5施設が無償化に係る事業の確認を受けております。次の預かり保育事業は、これまでも預かり保育事業を実施してきました幼稚園、認定こども園の22施設が無償化に係る事業の確認を受けております。また、これらのすべての施設で1日8時間以上及び年間200日開園する体制がとれており、「十分な水準」の預かり保育事業を実施しております。幼児教育・保育の無償化では預かり保育事業で「十分な水準」ではないとされた場合には幼稚園や認定こども園の1号部分と認可外保育施設やファミリー・サポート・センター事業を併用してもどちらも無償化の対象となりますが、苫小牧市ではすべての施設で「十分な水準」の預かり保育事業を実施しておりますので、幼稚園等と預かり保育事業の併用はすべて無償化の対象となりますが、幼稚園等と認可外保育施設等を併用した場合には、認可外保育施設等が無償化の対象とはなりません。次にファミリー・サポート・センター事業では事業を受託しているNPO法人チャイルドサポートこあらが確認を受けております。また、ここには記載がありませんが、病児保育事業についても無償化の対象となる場合には、確認を受ける必要がありますが、苫小牧市の保育所等で実施しております病児保育事業は在園児のみを預かります体調不良

児型のみとなっております。すべての保育所等で行っている病児保育事業は在園児のみの利用であり、利用料も無料となっておりますことから今回の確認の対象外としております。次に4ページをご覧ください。4ページは市が施設の確認をしておりませんが、無償化の対象となる施設を記載しております。ここにあります企業主導型保育施設は市からの給付ではなく、国の子ども・子育て拠出金により補助金が支給されておりますため、市の確認を受けなくても無償化の対象となります。対象となるのは、ここに記載のあります3施設になります。資料4でご紹介してきました施設・事業に対しまして幼児教育・保育の無償化のための確認作業を行いました。今後施設の新設や変更がある場合には適切に確認作業を実施して参りたいと考えております。資料4の説明は以上になります。

(小原会長)

(2) 保育料無償化に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認について説明がありました。皆さんからご意見、ご質問はございますか。

(遠藤委員)

ただいま説明を受けました保育料の無償化ですが、認可外の保育施設まで無償化になったということで、前の審議会でも苦言を申し上げました。保育料が無償になれば、私たちも是非という方が増えて、待機児童がもっと増えるのではないかと心配もあり、国は待機児童を増やす政策を取っているのではないかと懸念しております。一方で、保護者の方は保育料が完全無償化ということで嬉しいと思いますが、この保育料の無償化によって、おかずの材料費である副食費を3歳児から5歳児の保護者の多くの方から、月に4,500円いただくこととなります。この資料には保育料無償化の概要しか書いておりませんが、実際には、保育料の無償化は始まりましたら副食費を徴収することになります。その副食費の徴収に対しまして事務作業の検討について各園が混乱してやっぴやっぴと答えが見えてきた状況です。幼稚園さんはこれまでも園の窓口で保育料を取っていましたが、保育所は福祉事業で国の保護のもとにすすめている事業で、公立の民営化もありましたが、どんどん企業体質になってきたと言いますか、保育所の人たちも努力しなさいよという風になっております。実際にお金を預かるときのやりとりですが、お金をどうしても支払いができない方は、周りにわからないように銀行等の口座引き落としにして欲しいという要望もありまして、お金のやり取りは、お互いに顔が見えないようにしていくことを模索しています。保育料の無償化後に徴収します副食費について、昨日の苫小牧民報にも書いてありましたが、政令都市やいろいろな市にアンケート調査をとった結果、4割程度がこの国の無償化に伴って、保育所に入る運営費等は下がる懸念しております。しかし、そこで運営費で不足する分は、各自自治体が補助金をプラスしたり、保護者がお支払いする部分の食費を各自自治体で負担したり、なるべく子育てのサポートをしましよというところもありましたので、苫小牧市でも来年度からでもこのような補助などをお願いしたいなと思います。同様のことは法人保育園協会でも同じ要望をしましたが、子どもたちにとって食はとても大事です。食育は国でも大切にしている部分ですし、保育課程の中にもちゃんと位置付けられています。この食育の大切なところを担う給食の調理に実質かかる費用は月に5,600円～5,800円ですが、国が設定している金額は月に4,500円なんです。質を落とすことなく食事の提供をしましよとするならば現状では足りないですし、アレルギー対応食はとてもお金がかかります。これについても市のほうでも補填がなく、全部4,500円の中でやりくりしなければなりません。副食費を徴収することで事務量も増えておまして、いろいろな負担もかかっているのは確かです。国が考える保育料無償化とは何だろうというときに、苫小牧市としてどう考えるのかということについて、審議会の中でも検討していただけたらなと思ひまして発言いたします。

(小原会長)

市の方から、回答をお願いします。

(こども育成課長)

ただいまの副食費についてのご意見ですが、今回、10月から保育料の無償化が始まりましたが、市のほうでも保護者の負担軽減ということで、これまで、多子世帯の保育料の一部無償化など独自に取り組んできたところがございます。この部分で、これまでは市が負担していたところを国が負担するというので、市の負担が軽減されることになっております。この10月からは、そういったところを活かしながら、今後、どのような取り組みができるかについて、様子を見て取り組んでいきたいと思っております。この結論が出るのは次の4月なのかあるいは、その先なのかというところはここではお答えできないのですが、まずは10月からの変化の様子を見させていただいて、何ができるかを検討していきたいと考えているところでございます。

(山上委員)

1つだけ追加で言いたいことがあります。食品を保育所等へ供給する業者にも、材料費をもう少し下げてやってもらえませんかということをおっしゃっている事実があります。今は本当に厳しい中で、子どもたちのためにどうにか頑張ってお金を安く提供したいのだけでも、なかなか応えられなく、辛い思いをしているんだという業者もありました。先ほど、食育は大切だとおっしゃっていましたが、今後は、安い材料を使うなどして食品の質が落ちていくことも考えられますので、保育所等の給食の品質がしっかりとしているかなど、きめ細かな調査をしていただければと思います。

(小原会長)

その他、質問やご意見はございますか。

よろしいでしょうか。その他にございますか。無ければ次に(3)今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(こども育成課総務係長)

それでは、今後のスケジュールについてご説明いたします。

お手元の資料5をご覧ください。この資料では、本日以降、令和元年度の事務作業と審議会開催の日程を中心に、現段階での予定をお示ししております。また、国や道の動向次第ではこのスケジュールは変更となる場合がありますので、ご了承願います。

まず本日は、令和元年度第2回目となる審議会の開催となりますが、この後、第2期計画の最終(案)の作成を行いまして、11月下旬に行う予定の第3回の審議会でお示しいたします。これと同時に、第3回の審議会では次年度の保育所、幼稚園等の利用定員の設定の見通しを報告させていただきます。第3回の審議会終了後に、第2期計画(案)につきまして市民の皆さまへパブリックコメントを実施しまして、令和2年2月下旬に行う予定の第4回の審議会第2期計画の完成報告と特定教育・保育施設等の利用状況及び利用定員の設定につきまして最終版を報告する予定でございます。

なお、子ども・子育てに関する各種事業の展開に新たな動きが出てきた際には、急遽、委員の皆様から意見をお伺いするため、資料5に記載されているスケジュール以外に審議会を開催することがありますことを、ご承知おきください。

今後のスケジュールについての説明は、以上でございます。

(小原会長)

(3)今後のスケジュールについて事務局から説明がありました。皆様から何か、ご意見、ご質問はございますか。

質問等が無いようですので、全体を通してご意見、質問等はございませんか。

よろしいでしょうか質問が無いようですので、これで全ての議事が終了しました。本日は長時間に渡り、皆様のご協力をいただき、ありがとうございました。

7 閉会

(司会)

小原会長、ありがとうございました。

これをもちまして「令和元年度 第2回 苫小牧市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。

本日は、説明・審議にご協力いただきありがとうございました。

お帰りの際、お忘れ物などないよう、お気をつけください。